

## ◆ 完了時の提出資料

| 完了報告時の提出書類（2月末日必着）       |                                                  |
|--------------------------|--------------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> | 二酸化炭素固定量認証書交付申請書【指定様式】                           |
| <input type="checkbox"/> | 助成金完了報告書【指定様式】                                   |
| <input type="checkbox"/> | 助成対象経費内訳書【指定様式】                                  |
| <input type="checkbox"/> | 助成対象経費の支出を証明する書類の写し（領収書等）                        |
| <input type="checkbox"/> | 協定木材使用数量調書【指定様式】                                 |
| <input type="checkbox"/> | 木材の使用方法及び使用量等がわかるもの（平面図、立面図、断面図、家具等の部材設計図、竣工写真等） |
| <input type="checkbox"/> | 木材の産地がわかるもの（納品書、出荷証明書等）                          |



【港区ホームページのQRコード】  
様式や要綱のダウンロード等



様式は港区ホームページの「テナント店舗等の内外装や家具等に、国産木材を使用した際の経費を助成します」のページからダウンロードしてください。

トップページ > 環境・まちづくり > 環境 > 地球温暖化対策 > 国産木材の活用促進

## ◆ 注意事項

- 事前協議後、工事の着手前（※）に助成金交付申請書を港区に提出してください。審査会での審査の後、交付の可否を決定します。助成金の交付決定を待たずに工事着手していただいても構いませんが、交付決定は、審査会での審査の結果を経て決定します。交付決定に至らない又は条件付きでの交付決定となる場合もありますので、考慮のうえ工事に着手してください。
- 申請図書から内容が変更される場合は変更部分の着手前に変更申請を行っていただく必要があります。承認を得ないまま工事を行ったものについては、交付決定を取り消す場合があります。（詳細はホームページのQ&Aを御確認ください。）
- 完了報告書は申請した年度の2月末日までに必ず提出してください。期限までに提出がない場合は助成金の交付決定を取り消す場合があります。
- 助成対象店舗の開業後は、区が実施する木材活用に向けた普及啓発活動（みなとモデルテナント認証制度の認証取得、写真の提供、各種PR等）に協力していただきます。
- 助成対象店舗の開業から3年の間は、助成対象経費とした協定木材を除却（什器については別店舗等への移動を含む）してはいけません。除却した場合、助成金の交付決定を取り消し、助成金を返還していただく場合があります

（※「工事の着手前」とは本助成金の対象となる、協定木材を使用する部分に係る工事の部分の事を指します。店舗等の全体改修を伴う場合は、本助成対象外の部分の着手は問いませんが、説明を求める場合がございますので、記録は必ず行うようにしてください。）

## ◆ 申請先・問合せ先

〒105-8511 港区芝公園1丁目5番25号 港区役所 8階 環境課 地球温暖化対策担当

助成金の申請に関する御予約・お問い合わせ ➡ 港区 環境課 地球温暖化対策担当 電話：03-3578-2474

協定木材の調達に関する相談 ➡ みなとモデル事務局（木質化アドバイザー） 電話：03-3578-2494

## 港区テナント店舗等の木質化モデル創出事業助成金

～木のぬくもりを身近に～

港区は、テナント店舗等（※）の内外装や家具等に、  
協定木材を使用した際の経費を助成します！

（※ オフィス、会員制、年齢制限を設けるなど、利用者が限られる施設には利用できません）



港区と協定を締結している林産地の自治体から産出される木材（※協定木材）を、テナント店舗等において内外装や家具等の目に見える場所に使用したみなとモデル二酸化炭素固定認証制度におけるモデル店舗を創出するため、協定木材を使用した際の経費を助成します。

対 象

区内に新たに店舗等を開設又は既存店舗等を改修するテナント事業者、建物所有者

対象経費

次の項目に係る経費の2分の1以内（希少な木材の材料費に限っては4分の1）

- （1）内装、外装、建具等で、協定木材を仕上げ材として使用する部分に係る経費
- （2）協定木材を使用した木製什器の設置に係る経費

助成金上限額

最大250万円（条件は次のページ及び要綱を御確認ください。）

【みなとモデル二酸化炭素固定認証制度】 港区内で建築等に国産木材の使用を促すことで、港区内での二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）の固定量の増加と国内の森林整備の促進による二酸化炭素の吸収量の増加を図り、地球温暖化防止に貢献する制度です。この制度では、協定木材の使用を特に推奨しています。

【※協定木材】 港区と「間伐材を始めとした国産材の活用促進に関する協定」を締結した自治体（協定自治体）から産出された木材のこと。協定自治体については「みなとモデル二酸化炭素固定認証制度」のホームページをご参照ください。



カーサ瀬戸内  
（港区浜松町二丁目）



スターバックス コーヒー ムスブ田町2階店  
（港区芝浦三丁目）

## ◆ 助成制度の概要

### ➤ 助成対象者（申請者）

区内に新たに店舗等を開設又は既存店舗等を改修するテナント事業者、建物所有者

### ➤ 1件当たりの助成金額の上限額

| 協定木材の総使用量         | 助成金上限額 |
|-------------------|--------|
| 床面積1㎡当たり 0.001㎡以上 | 125万円  |
| 床面積1㎡当たり 0.005㎡以上 | 250万円  |

※ 協定木材以外の国産木材、建築廃材、外国産材、再利用材の使用に係る経費は助成対象とはなりません。

※ 下地材等、竣工後に視認できない部分での使用に係る経費は助成対象とはなりません。

### ➤ 対象となる経費（※詳細は要綱を御確認ください。）

次の項目に係る経費の2分の1（希少な木材の材料費に限っては4分の1）

- (1) 床、壁、天井等の内装工事及び木製建具工事等で、協定木材を仕上げ材として使用する部分に係る経費
- (2) 協定木材を使用した造作家具の製作費及び設置費
- (3) 協定木材を使用した木製じゅう器の購入費、組立費、設置費、及び運搬費
- (4) その他区長が認めるもの

## ◆ 助成対象店舗の要件

- 二酸化炭素固定認証書交付申請を行うこと
- 店舗等利用者が原則として制限されていないこと
- 店舗等利用者に対し、協定木材が目立つ形で使用されていること
- 立地、用途等から店舗等利用者以外の者へのPR性が期待できること
- 国、東京都等による木材の活用に関する他の補助又は助成を受けていないこと
- 助成金交付後3年間、状況報告書（写真程度）を提出すること

## ◆ 申請期限・協定木材製品について

- 年間の申請締切のスケジュールは別紙又は港区ホームページで御確認ください。
- 第2回以降の申請受付については予算の範囲内で募集します。

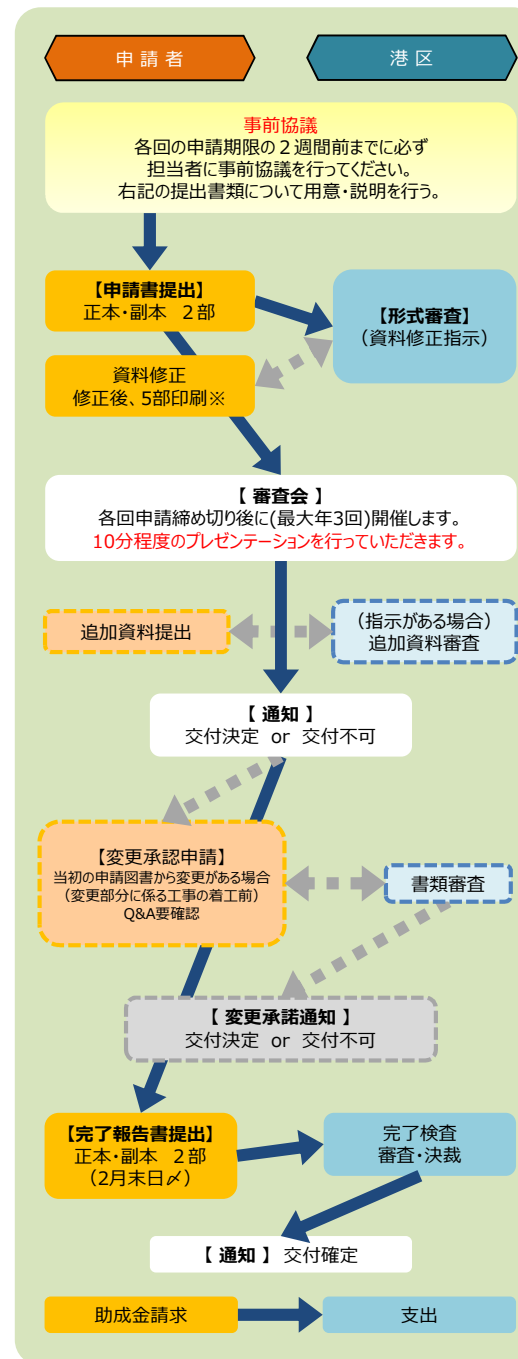
### ➤ 協定木材製品を扱う事業者や製品の検索・確認方法等

- ① 右のQRコードの「uni4m(ユニフォーム)ホームページ」から検索  
(QRコードが読み込めない場合のURL <http://www.uni4m.or.jp>)
- ② 「uni4m(ユニフォーム)ショールーム」でサンプル・パンフレットの収集
- ③ 木質化アドバイザーの活用（パンフレット裏面の問い合わせ先を参照）



【uni4mホームページ】

## ◆ 申請フロー



提出書類は次のとおりです。指定様式は港区ホームページからダウンロードできます。

| 助成申請時の提出書類（正・副 2部）       |                                                                                                                            |
|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> | 助成金交付申請書【指定様式】                                                                                                             |
| <input type="checkbox"/> | 店舗等概要【指定様式】                                                                                                                |
| <input type="checkbox"/> | <b>【法人事業者の場合】</b><br>事業者の登記事項証明書の写し<br>※発行から3か月以内のもの<br><b>【個人事業者の場合】</b><br>本人確認書類（住民票 等）の写し<br>※発行から3か月以内のもの             |
| <input type="checkbox"/> | <b>【自己所有物件の場合】</b><br>建物の登記事項証明書の写し<br><b>【賃貸借物件の場合】</b><br>賃貸契約書の写し                                                       |
| <input type="checkbox"/> | 助成対象経費内訳書【指定様式】                                                                                                            |
| <input type="checkbox"/> | 助成対象経費に係る見積書の写し<br>(申請者宛であるもの)                                                                                             |
| <input type="checkbox"/> | 協定木材使用数量調書【指定様式】                                                                                                           |
| <input type="checkbox"/> | ①完成後の店舗イメージがわかるもの（外観・内部パース図・建物周囲の写真等）を複数枚用意する事                                                                             |
| <input type="checkbox"/> | ②木材の使用方法及び使用量等がわかる図面（平面図、立面図、断面図、展開図、家具等の部材設計図等）縮尺1/200以上<br>本制度は協定木材の使用部分に対する助成金制度です。本制度の趣旨を踏まえ、各図面の協定木材の使用部分に色付けを行って下さい。 |
| <input type="checkbox"/> | 工程表（スケジュール）                                                                                                                |

※形式審査及び資料の修正完了後、上記提出書類のうち、①と②をカラー印刷した紙資料5部とPDF化したデータを審査会用資料として改めて提出していただきますので御承知おください。



【港区ホームページのQRコード】  
様式や要綱のダウンロード等